

2019年 (令和元年) 10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの
全ての子供たちの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たち
については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象
として利用料が無償化されます。
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所
等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、
第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導
型保育事業**(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、富良野市（お住まいの市町村）から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、富良野市こども未来課にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、富良野市（お住いの市町村）から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、富良野市こども未来課にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、富良野市独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、北海道に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※一般的無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。

問い合わせ先 富良野市教育委員会教育部こども未来課

TEL 0167-39-2223

MAIL: kodomo-ka@city.furano.Hokkaido.jp